

佐賀県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を多久市に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年1月15日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	氏名	住所
多久市西多久町大字板屋 10218番	泉 良信	多久市西多久町大字板屋 9967番地
多久市東多久町大字別府 6757番5、6757番6	中野 雅弘	多久市東多久町大字別府 5731番地
多久市西多久町大字板屋 10213番1	大崎 タク	多久市西多久町大字板屋 10051番地
多久市西多久町大字板屋 10213番2	大崎 康男	多久市西多久町大字板屋 9961番地
多久市西多久町大字板屋 10217番	立石 房雄	多久市西多久町大字板屋 10431番地

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

多久市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び多久市農林課に備え置いて縦覧に供する。)